

# SLN SOFTIC LAW NEWS

---

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎  
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 15      1989. 11. 24

OS S Oの保護を肯定した最近の判例 ..... 1

---

**SOFTIC** (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター  
1989  
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である  
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

## SSOの保護を肯定した最近の判例

1. プログラムのストラクチャ、シーケンス、オーガナイゼーション (SSO) を保護する判例として1986年のウェーラン判決は我が国でも周知になっている。本年(1989年)10月3日、アメリカの第九巡回裁判所(連邦の高裁)は、ジョンソン・コントロールズ 対 フィーニックス・コントロール・システムズ事件につき、ウェーラン判決の路線にある判決を下した。(Johnson Controls, Inc., v. Phoenix Control Systems, Inc., No.87-15088)

### 2. 事案の概要

原告(被控訴人)のジョンソン社は汚水処理プラントを制御するプログラム(「JC-5000S」)を開発し、これは各プラントに応じた変更を加えられて既に数ヶ所で用いられている。

被告(控訴人)のフィーニックス社はジョンソン社の競業会社で、シュラツ社長らの構成員(同人らも被告になっている)は以前ジョンソン社の従業員であった。

ジョンソン社は、フィーニックス社をJC-5000Sプログラムの著作権侵害、トレード・シークレット侵害、不正競争、信用毀損及び債権侵害で訴え、本判決はジョンソン社の予備的差止命令申立を認めた地裁判決を維持(控訴棄却)したものである。

### 3. 争点と裁判所の判断

#### (1) オリジナリティ

ジョンソン社はJC-5000Sの登録を得ているから著作権者であることの一応の推定を受ける。これに対し、フィーニックス社は、このプログラムはオリジナリティが無いし、競業他社に類似のプログラムがあると主張した。

裁判所は、オリジナリティのレベルは最小限で足りるし、ジョンソン社が他のプログラムをコピーしたという証拠がないから前記推定は覆されない（すなわち「オリジナリティ＝コピーでないこと」という公式を使った）、と判断した。

## (2)著作権の保護が及ぶ範囲

フィーニックス社は、ソース・コード及びオブジェクト・コードというリテラルな要素（プログラムのコードそのもの）をコピーしていないのだから、著作権侵害はないと主張した。これに対する判示部分を訳出すると次のとおり。

「コンピュータ・プログラムは幾つかの異なった構成要素（components）からでき上がっている。この中には、ソース・コード及びオブジェクト・コード；ストラクチュア、シーケンス及び／又はオーガナイゼーション；ユーザー・インタフェース；及び機能又は目的が含まれる。あるプログラムのある特定の要素が著作権によって保護されるか否かは、その要素がアイデアそのものではなくアイデアの『表現』たりうるか否かによるものである。」

概してこの判決は一般的見解に終始している。ウェーラン判決はそれなりに法律及び技術に対し正面から取り組もうという姿勢を示すものであったが、本判決はウェーラン判決の示した一般原則を抽象的に踏襲するものである（本案でなかったことは考慮に入れるとしても）。

この判決の一般論の中でいささかでも新味があるとすれば次の部分だろう。「プログラムのノン・リテラルな要素、すなわち、ストラクチュア、シーケンス及びオーガナイゼーションやユーザー・インタフェースが保護されるか否かは、各事件の特定の事実に基づいて、問題となっている要素がアイデアの表現であるかアイデアそのものであるかにかかっている。」（下線追加）  
下線部分は、SSOやユーザー・インタフェースが全て保護されるものでは

ないことを示唆しているとは言えよう。

### (3) アイデアか表現か

本事件の J C - 5 0 0 0 S の S S O が表現であることの論証として、本判決は次のように述べている。第一に、

「このプログラムは非常に高度なものであって、個々の適用においては購入者のニーズに合わせてカスタマイズしなければならない。こうした適用を行っているということは、共通の機能を実現するにあたって個別的な表現の余地がありうることを示すものの一つである。」

第二に、

「処理制御ソフトが過去のデータを集積し、かつそのために種々のインテグレーションや平均化のスキームを備えていることは普通のことであるが、申立人のジョンソン社のようにこの機能をポイント・タイプとして実現することは通常ではない。この認定からも、当該ストラクチャには創造性 (creativity) のための若干の裁量範囲や機会があるという見解を支持するものである。」

いずれも、説得力に乏しいと思われる。

### (4) 複製

アクセスについては、被告の従業員の何名かが原告の従業員だったことから簡単に認定されている。

実質的類似性については具体的記述はないが、「全体的概念と感觸 (total concept and feel) の不正取得があったとしている。(なお、この判決では、“look and feel”の語をスクリーン表示と同義に扱っている。)

以上のようにして、裁判所は本案勝訴の蓋然性ありと判断した。紹介したとおり、本判決にはめぼしい判断は示されていない。ウェーラン判決の影響がまだ続いていると言えよう。